

(案)

金沢競馬検討委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、金沢競馬検討委員会設置要綱(以下「要綱」という。)第8条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 委員長は、金沢競馬検討委員会(以下「委員会」という。)の会議を招集しようとするときは、あらかじめその期日、場所及び検討事項を委員に通知するものとする。

(会議の非公開)

第3条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、委員会の会議を非公開とするときは、あらかじめ委員に諮り、会議において決定するものとする。ただし、第1回の委員会の会議を非公開とするときは、当該委員会の会議の冒頭において委員に諮り、当該会議で決定するものとする。

3 委員会の会議を非公開とした場合は、委員会の会議の終了後、会議結果について事後発表(記者会見又は資料提供)するものとする。

(会議録)

第4条 委員会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を作成するものとする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成17年 月 日から施行する。